

弁護士法人デイト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 「懲役」「禁錮」がなくなります～「拘禁刑」への改正～
 - 「情報流通プラットフォーム対処法」
～誹謗中傷に悩む企業の希望の光となるか？～
 - 編集後記

「懲役」「禁錮」がなくなります～「拘禁刑」への改正～

1 はじめに

令和7年6月1日より、**刑罰のうち「懲役刑」「禁錮刑」が廃止され、「拘禁刑」が新たに制定されました。**

本記事が世に出る頃は、改正の直後ということになりますので、ニュースなどでも取り上げられていることが予想されます。

しかし、これまでの懲役刑や禁錮刑と拘禁刑とでは何が違うのか、詳しくはわからないという方もいらっしゃるかもしれません。

今回は、この拘禁刑について、その目的、改正のポイント、そして浮き彫りになる課題について詳しく解説します。

2 拘禁刑創設の背景と目的

従来の日本の刑罰制度では、刑務作業を義務付ける「懲役刑」と、刑務作業の義務がない「禁錮刑」という2つの自由刑が存在していました。

しかし、この区分は必ずしも受刑者の再犯防止や社会復帰に効果的とは言えませんでした。

禁錮刑は、主に政治犯などに適用されてきましたが、その数は少な

く、多くの受刑者は懲役刑を受けていました。

懲役刑では、刑務作業が科されるものの、その内容が画一的であったり、受刑者の特性や改善更生の必要性に必ずしも合致していなかったりするケースも少なくありませんでした。

そこで、今回の改正では、**懲役刑と禁錮刑を廃止し、「拘禁刑」として一本化**することになりました。

拘禁刑の最大の目的は、受刑者の再犯防止と円滑な社会復帰を促進することです。

そのために、個々の受刑者の特性や改善更生の必要性に応じた指導や教育を柔軟に行えるようにすることが目指されています。

具体的には、刑務作業を一律に義務付けるのではなく、受刑者ごとに必要な指導や教育を柔軟に組み合わせ、社会復帰に必要なスキルや知識を習得させることを重視します。

もちろん、必要に応じて刑務作業も科されますが、それはあくまで数ある処遇の選択肢の一つという位置づけになります。

3 拘禁刑における処遇の具体的内容

拘禁刑の下では、個々の受刑者の特性や問題性にに応じて、以下のよ

うな処遇が柔軟に組み合わせられて実施されることになります。

弁護士法人デイト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス 東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC
1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814

事務所サイト www.daylight-law.jp 労働問題専門サイト www.fukuoka-roumu.jp/
顧問弁護士サイト www.komon-lawyer.jp/



この記事について
のお問い合わせは、
い杉原までお気軽
にどうぞ。



①各種指導プログラム

・薬物依存離脱指導

薬物依存のある受刑者に対し、薬物の有害性や依存からの回復方法などを指導します。

・暴力団離脱指導

暴力団組織からの離脱を支援し、社会復帰を促します。

・性犯罪再犯防止指導

性犯罪を犯した受刑者に対し、認知の歪みを修正し、再犯リスクを低減するための指導を行います。

・被害者へのしよく罪指導

被害者の視点や感情を理解させ、反省を深め、しよく罪の意識を育む指導を行います。

・交通安全指導

交通事犯の受刑者に対し、交通法規の遵守や安全運転の重要性を指導します。

②学教科指導

基礎学力が不足している受刑者に対し、読み書き計算などの基礎的な学習支援や、高卒認定資格取得に向けた学習支援などを行います。

③職業訓練

社会復帰後の就労に役立つよう、溶接、電気工事、情報処理、介護サービスなど、様々な分野の職業訓練を実施します。

④刑務作業

必要に応じて、木工、印刷、洋裁、金属加工などの刑務作業も科されます。これは、勤労意欲の養成や規律ある生活習慣の維持を目的とします。

これらの処遇は、入所時のアセスメント(評価)に基づき、個々の受刑者に最適なプログラムとして計画・実施されます。

そして、定期的な効果測定や面談を通じて、その進捗状況が確認され、必要に応じてプログラムの内容が見直されることになります。

4 拘禁刑のメリットと期待される効果

拘禁刑の導入により、以下のようなメリットと効果が期待されています。

①個別処遇の最適化

受刑者一人ひとりの特性やニーズに合わせた処遇が可能となり、改善更生の実効性が高まることが期待されます。

②再犯防止効果の向上

画一的な刑務作業だけでなく、多様な指導や教育を通じて、受刑者

の内に働きかけ、再犯リスクを低減することが期待されます。

③円滑な社会復帰の促進

職業訓練や学教科指導などにより、社会復帰に必要なスキルや知識を習得させ、出所後の自立を支援します。

④刑務所の柔軟な運営

懲役と禁錮という区別がなくなることで、刑務所の施設運営や人員配置の効率化が図られる可能性があります。

5 拘禁刑の課題と今後の展望

拘禁刑の導入は、日本の刑事司法における大きな一歩ですが、その成功のためにはいくつかの課題も克服する必要があります。

①専門職員の確保と育成

多様な指導プログラムを実施するためには、心理学、福祉、教育などの専門知識を持つ職員の確保と育成が不可欠です。

現状では、専門職員の数が十分とは言えず、今後の大きな課題となります。

②プログラムの質の確保と評価

個別処遇の質を維持・向上させるためには、プログラム内容の継続的な見直しや、その効果を客観的に評価する仕組みの構築が必要です。

③刑務所内の過剰収容問題

多くの刑務所が抱える過剰収容の問題は、個別処遇を丁寧に行う上での大きな障害となります。施設の整備や、そもそも入口段階での刑事政策の見直しも必要となるでしょう。

④社会の理解と協力

受刑者の改善更生と社会復帰は、刑務所内だけの努力では達成できません。

出所後の就労支援や住居確保など、社会全体の理解と協力が不可欠です。

拘禁刑の理念が社会に広く浸透し、出所者を温かく迎え入れる土壌が醸成されることが望まれます。

⑤高齢受刑者や障害を持つ受刑者への対応

近年増加している高齢受刑者や、何らかの障害を持つ受刑者に対して、より専門的で手厚いケアや指導プログラムを提供できる体制づくりも急務です。

これらの課題を克服し、拘禁刑が真に受刑者の改善更生と社会復帰に資する制度として機能するためには、法務省、刑務所、そして社会



全体が一丸となって取り組んでいく必要があります。

6 まとめ

拘禁刑の創設は、「処罰」だけでなく、「更生を促し、社会復帰を助ける」という視点を一層重視するものであるという点で、日本の刑罰制度における歴史的な転換点といえます。

拘禁刑について、より詳細には以下の記事をご覧ください。

拘禁刑とは？懲役との違いやデメリットをわかりやすく解説

<https://www.daylight-law.jp/criminal/koukinkei/>

「情報流通プラットフォーム対処法」

～誹謗中傷に悩む企業の希望の光となるか？～

1 はじめに

2025年4月1日、改正プロバイダ責任制限法、通称「情報流通プラットフォーム対処法」（以下、「法」と記載します。）が施行されました。

この法律は、インターネットやSNSにおける誹謗中傷や誤情報拡散による権利侵害の深刻化に対応するため、**特に影響力の大きなプラットフォーム運営事業者の責任を強化し、被害者救済の迅速化を目指す**ものです。

2 「情報流通プラットフォーム対処法」の概要

この法律は、従来の「プロバイダ責任制限法」を改正し、名称も変更したもので、プラットフォームによる積極的な権利侵害への「対処」に主眼を置いています。

主な目的は、被害者が迅速かつ実効的に救済を受けられる仕組みの整備であり、特に大規模プラットフォーム事業者（正確には「大規模特定電気通信役務提供者」と呼称します。法2条14号・20条1項参照）に対して新たな義務を課しています。

被害者の権利保護強化と同時に、表現の自由やプライバシー等との調和も図られています。

3 大規模プラットフォーム事業者の新たな義務

総務大臣が指定する大規模プラットフォーム事業者には、主に以下の義務が課せられます。

①削除申出窓口の整備・公表義務

権利侵害を主張する者からの削除申出を受け付ける窓口を設置し、申出方法を公表する必要があります。
オンラインで容易にアクセスでき、申出者に過重な負担を課さず、受

付日時が明確になる仕組みが求められます。

②削除基準の策定・公表義務

どのような情報が削除の対象となるのか、また、どのような行為がアカウント停止等の措置につながるのかといった具体的な基準（削除基準）を策定し、一般の利用者が理解しやすい平易な言葉で事前に公表することが義務付けられました。

③対応体制の整備義務（侵害情報調査専門員の選任等）

削除申出に適切かつ迅速に対応するための社内体制整備、特に十分な知識や経験を持つ「侵害情報調査専門員」の選任と総務大臣への届出が必要です（法24条1項参照）。

④調査・判断・通知義務

削除申出があった場合、遅滞なく調査を行い、措置の可否を判断し、原則として当該申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内に、申出者に通知する義務があります。
投稿削除等の措置を講じた場合は、その内容と理由を発信者にも通知するか、容易に知り得る状態に置かなければなりません。

⑤運用状況の公表義務

毎年1回、削除申出の受付件数や対応状況などを公表することが義務付けられました。

⑥罰則

義務の不履行に対しては、総務大臣による報告徴収や勧告、命令が可能で、命令に従わない場合は刑事罰（個人には1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金）が科される可能性があります。

4 企業のオンライン風評被害対策

この法律の施行は、企業の風評被害対策に新たな視点をもたらす可能性があります。

①改正法を踏まえた削除申出

企業が権利侵害情報の削除を大規模プラットフォーム事業者に求める際、まずは事業者が公表する「削除基準」を十分に確認し、問題の投稿がどの基準に具体的に該当するかを明確に指摘することが、迅速な対応を引き出す上でより重要になります。
改正法により、プラットフォーム側の対応迅速化や判断結果の通知が期待できるため、これを念頭に置いた申出が可能です。

②従来の法的措置の活用

ア 発信者情報開示請求

匿名の投稿者を特定するための手続きです。2022年10月のプロバ



イダ責任制限法改正により、一つの裁判手続でIPアドレス等の開示と契約者情報の開示命令を得られる「発信者情報開示命令事件」に関する裁判手続が新設され、手続きの迅速化・簡略化が図られました。これにより、企業はより円滑に投稿者を特定し、直接的な責任追及を行う道が開かれています。

イ 損害賠償請求

特定された発信者に対し、名誉毀損等による損害（企業の信用低下に伴う売上減少、対応費用等）の賠償を求めることができます。

ウ 刑事告訴

投稿内容が悪質な場合（名誉毀損罪、侮辱罪、偽計業務妨害罪等）、捜査機関に告訴し、処罰を求めることも有効な手段です。

エ 削除申出の実務

多くのプラットフォームは削除依頼用のフォーム等を設けていますので、まずはこれを利用して直接削除を要請します。

プラットフォームが任意の削除に応じない場合や対応が遅い場合には、裁判所に対して投稿削除の仮処分を申し立てることを検討します。

③事前の予防策

まずは、以下のような予防策を日頃から取ることが重要です。

・定期的なモニタリング

自社情報を定期的に監視し、問題投稿を早期に発見します。

・社内体制の整備と従業員教育

SNSの利用ポリシーを策定し、リテラシー教育を徹底します。

・積極的な情報発信と顧客との関係性への配慮

正確な情報を発信し、顧客との良好な関係を構築します。

④万一の場合の証拠収集・保全

権利侵害を発見した場合、**直ちに該当ページのスクリーンショット**

（URL、投稿日時、内容、発信者ID等が分かるように撮影すべきです）を撮影するなどして、証拠を保全することが極めて重要です。

その上で、上記の手段により保全した証拠を持って、速やかに弁護士をはじめとする専門家へ相談することが鍵となります。

5 まとめ

「情報流通プラットフォーム対処法」の施行は、いわれなき誹謗中傷に悩まされてきた企業にとって、問題となる投稿の削除等についてこれまで以上に迅速な対応を可能にする可能性を秘めています。万が一被害に遭った場合は、早期の対応と弁護士への相談をご検討ください。

編集後記

早いもので2025年も半分が過ぎ去ろうとしています。

2025年は今回ご紹介した拘禁刑や情報流通プラットフォーム対処法の他にも、重要な法改正が複数なされています。

我々デイライト法律事務所一同、常に最新の知識をアップデートし、皆様にとって最善の弁護活動を提供してまいります。

上半期は国内外とも激動の日々でしたが、下半期も引き続き皆様のお力になれるよう尽力いたしますので、お困りの際はいつでもご相談ください。

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 杉原 拓海

e-mail info@daylight-law.jp

セミナー情報について

詳しくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル

0120-783-645

24時間 365日 電話受付